

世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業（指定事業者によるサービス）

平成30年10月改正内容

1. 従前相当のサービス

従前相当のサービスについては、国の地域支援事業実施要綱の改正内容に沿って、基本単位は従前どおりとする。なお、加算等について、以下のとおり見直しする。

(1) 総合事業訪問介護サービス

① 生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算について、指定訪問介護の報酬改定と同様に、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、見直しを行う。

リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算（Ⅱ））。

リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、外部のリハビリテーション専門職等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること、また、リハビリテーション専門職等が利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと、を定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算（Ⅰ））。

平成30年9月まで	平成30年10月から
生活機能向上連携加算 100 単位/月	生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位/月（新設） 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位/月

算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護の算定基準に準ずる。

② サービス提供責任者の役割・任用要件・減算について

平成30年度介護報酬改定後の訪問介護の取扱に準じて以下の見直しを行う。

- サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については平成30年度中の経過措置を設ける。
- 初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
- 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
- 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

③ 同一建物等居住者にサービス提供する場合について

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護の取扱いに準ずる。

※ 訪問介護の平成30年度の報酬改定のうち、15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化についての適用は行わない。

④ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の廃止（世田谷区独自改正）

A2のサービスコードは保険者の地域区分を設定することから地方であっても1級地が適用されるため、本加算は廃止する。

（2）総合事業通所介護サービス

① 生活機能向上連携加算（新設）

外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。

生活機能向上連携加算 200 単位/月（新設）

※運動器機能向上加算を算定している場合は100 単位/月

算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護の算定基準に準ずる。

② 栄養改善加算

管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。

加算の単位数は変更なし

算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護の算定基準に準ずる。

③ 栄養スクリーニング加算（新設）

管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設）※6月に1回を限度とする

算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護の算定基準に準ずる。

④ 機能訓練指導員について

平成30年度介護報酬改定後の通所介護と同様に、機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

⑤ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の廃止（世田谷区独自改正）

A6のサービスコードは保険者の地域区分を設定することから地方であっても1級地が適用されるため、本加算は廃止する。

2. 区独自基準サービス

区独自基準サービスについては、国の地域支援事業実施要綱の改正内容及び既存の区独自基準の内容を踏まえるとともに、サービスコードを始めとした制度の複雑さを解消し、事業者が参入しやすい環境を整えるため、以下のとおり見直しを行う。なお、基本単位は従前どおりとする。

（1）総合事業生活援助サービス

① 生活援助中心型研修の修了者の取り扱い

国が新たに創設した生活援助中心型研修の修了者は、総合事業生活援助サービスに従事することを可能とする。

※ 生活援助中心型研修の修了者については、生活援助のサービスのみ提供が可能のため、世田谷区の従前相当のサービスである総合事業訪問介護サービスには従事できないものとする。

② 緊急時介護加算の廃止

利用実績等を踏まえ、世田谷区独自の加算である本加算は廃止する。

③ 同一建物の減算の廃止

総合事業生活援助サービスの利用者数、また、制度の簡素化等を踏まえ、本減算は廃止する。

④ サービス提供責任者の役割・任用要件

総合事業訪問介護サービスと同様の取り扱いとする。

(2) 総合事業運動器機能向上サービス

① 機能訓練指導員について

総合事業通所介護サービスと同様の取り扱いとする。

② 事業所評価加算

総合事業運動器機能向上サービスの利用状況等を踏まえ、総合事業運動器機能向上サービスにおいても事業所評価加算を算定できるよう改正する。

事業所評価加算を算定できる事業所の基準は、総合事業通所介護サービスと同様の基準とする。(総合事業通所介護サービスの指定を受けている事業所は、総合事業通所介護サービスにおいて事業所評価加算の算定事業所のみ総合事業運動器機能向上サービスにおいても算定できる。)

なお、制度の簡素化のため、事業所評価加算の単位に対する処遇改善加算の単位は設けない。

③ 同一建物の減算の廃止

総合事業運動器機能向上サービスについては、送迎を行わない利用者も含まれていること、総合事業運動器機能向上サービスの利用状況、制度の簡素化等を踏まえ、本減算は廃止する。

3. 従前相当のサービス・区独自基準の共通事項

(1) 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、給付と同様の期日(別に厚生労働大臣が定める日)までの間に限り算定することとする。(訪問型サービス、通所型サービス)